

一般財団法人井内アジア留学生記念財団

2024年度秋 奨学金募集要項

「大学(院)在籍留学生奨学金」

一般財団法人井内アジア留学生記念財団は、日本の大学もしくは大学院〔医学・歯学・臨床薬学・獣医学系を除く〕に在籍する私費外国人留学生の中から「大学(院)在籍留学生奨学金」の受給者(以下「奨学生」という)を下記の要項により募集する。

記

1. 応募資格

奨学金へ応募できる者は、ミャンマー国籍を有する私費外国人留学生(注1)で、2024年10月1日現在において、下記の要件をそなえる見込みのある者とする。

(1) 給付開始日における年齢が、大学生は、27歳未満の者。大学院生は、35歳未満の者。

〔下記4.(2)の奨学金の給付期間が1年以上となる見込みであること〕

(2) 学業優秀で人物も優れており、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

(3) 日本で生活する上で、経済的な支援を必要とする者。

(4) 過去に当財団から奨学金支給を受けたことがない者。

(5) 大学の授業料全額免除を受けない者。(在学中に授業料免除となった場合はその時点から受給資格を失う)

(6) 奨学金の給付期間中において、財団が主催する行事に出席できる者。

注1:「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」という在留資格により、日本の大学、大学院において教育を受ける外国人学生で、日本政府から奨学金を受けていない者をいう。

2. 奨学生採用予定人員

大学生(短期大学部含) 5名程度 大学院生 3名程度

3. 奨学金の特徴

(1) 奨学金は、給付型とし、原則返還の義務はない。

(2) 他の団体等の月額10万円以内の奨学金(給付型・貸与型を問わない)との併給を可能とする。

ただし、併給不可である他団体等の奨学金とは併願しないこと。

(3) 奨学生卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とする。

4. 奨学金の給付内容

(1) 奨学生として採用した者に対して、奨学金 月額 30,000円を給付する。

なお、ダブルディグリープログラム(注3)の奨学生は、月額40,000円を給付する。

注3:「ダブルディグリープログラム」とは、2011年に我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドラインの中で定義された「我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム」をいう。

(2) 奨学金の給付期間は、2024年10月から標準卒業年度までとする。

5. 応募の手続き

(1) 奨学金に応募する留学生は、申込書類(別紙様式①-1、①-2、①-3)に下記書類(ア～オ)を添えて、大学(院)が指定する日までに在学する大学(院)宛に提出しなければならない。

記載については、所定の用紙内に収まるように記入すること。

なお、申込書類は、文字は黒色で、日本語(やむを得ない場合は英語、その場合は大学(院)側で和訳を添付)で提出すること。

ア. 推薦者・指導予定教員の推薦状(別紙様式②)

イ. 在留カード(日本国政府発行)のコピー(表裏)(来日前の場合は来日後速やかに提出すること)

ウ. 学業成績証明書

(入学予定者は直前の教育機関の証明書。博士後期課程は、修士修了時の成績証明書を提出)

エ. GPA証明書

(学業成績証明書に記載されている場合は省略可。無い場合は事前に事務局へ連絡すること)

オ. 在学証明書(入学予定者は入学許可証)

(2) 大学(院)は、上記アの下段にある学長推薦書(別紙様式③)に押印し、2名以内で財団に推薦する。

(3) 応募締切日は、2024年7月16日(火)とする。

【注意】 封筒に大学(院)担当者の氏名と電話番号を明記のこと。申込書類等は、ホチキス等で留めないこと。
また、申込書類は給付の採否等いかなる理由でも返却しない。

6. 選考フロー及び採否の通知

(1) 選考委員会は、申込書類により審査を行い、理事会へ奨学生候補として推薦する。

(2) 理事会は、奨学生候補の審査を行い奨学生として内定する。

(3) 内定結果(採否)については、電子メールで、大学(院)あてに通知する。

(4) 大学(院)は、内定者(申込者)へ結果とともに、奨学金の給付予定日を通知する。

(5) 内定者は、大学(院)経由で誓約書、学生証(写し)、並びに日本国内の金融機関に開設した預金口座通帳(写し)を財団へ提出する。なお、新規入学者は、大学(院)の入学手続き日から2週間以内に該当書類を送付すること。

(6) 財団は上記(5)の書類内容を確認後、「決定通知書(原本)」を書留等にて大学(院)あてに郵送する。

なお、選考の経過および採否の理由は公表しない

7. 奨学金の休止・停止・期間の短縮及び減額並びに復活

財団は、給付確定後、奨学生に特別な理由がない限り、1週間以上の長期にわたって日本を不在にしたときには奨学金の給付を休止・停止・給付期間の短縮及び減額を行うことができる。

なお、大学(院)からの連絡により、上記理由が解消した場合は、復活もあり得る。

8. 奨学金の打ち切り

財団は、奨学生が次の各号の一つに該当すると認められる場合には、奨学金の給付を打ち切ることができる。

(1) 申込書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。

(2) 大学(院)において懲戒処分を受け、又は成業の見込みがない(休学・留年を含む)と判断されるとき。

(3) 申込時と異なる大学(院)に転学又は進学したとき。

(4) 奨学生の学業又は性行等の状況により奨学生として適性を欠くと認められるとき。またその他財団奨学生としての不適格な状態となり、資格を失ったと判断されるとき。

(5) 財団理事会で奨学金を打ち切ると判断したとき。

9. 転・退学

財団は、奨学生が退学又は他の大学(院)へ転学した場合には、奨学金の給付を辞退したとみなす。

10. 返納

財団は、奨学金の給付後において、前述の7. 8. 9. の各号に該当することが判明した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部は返納させることができる。

11. 届出の義務

大学(院)は奨学生に、次の各号の一つに該当する事情が生じた場合は、財団へ届出なければならない。

- (1) 傷病、その他の事故等により、1カ月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転科、転学部及び退学したとき。
- (3) 新たに他の奨学機関から給付を受けるとき。
- (4) 身上、住所等、重要な事項に異動があったとき。
- (5) その他財団が上記各号等について確認を求めたとき。

12. 報告書の提出

奨学生は、大学(院)を通じて財団へ学業・研究等について、1年ごとに成績あるいは研究状況報告書(書式任意)を提出しなければならない。また卒業年度奨学金終了時には卒業修了証明書を提出すること。

13. その他留意事項

大学(院)は、本制度による奨学生に対し、各自において留学等に関する情報収集に努めるようご指導ください。加えて、留学中は、安全管理健康管理に努めるよう指導ください。留学中における事故、疾病等に、財団では費用の負担等はいりません。必ず、保険等に参加するようご指導ください。

14. 個人情報の取扱い

提出された個人情報は、財団の奨学生としてホームページ上で公開することをはじめ、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金等の重複受給の防止等のために照会があった場合は必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、大学(院)・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先等に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

15. 本件照会先

本件に関する照会は、応募書類を提出する大学(院)経由でお問合せください。
応募者からの直接問い合わせは受けません。

以 上